

◇国民健康保険だより◇

高額医療・高額介護合算制度について

<対 象>

医療費が高額になった世帯に介護保険受給者がいる世帯で、1年間（8月～翌年7月の期間）にかかった医療費と介護サービス費の自己負担の合計額が下表の額を超える世帯。

どちらか一方の負担のみの世帯は対象外となります。

区 分		算 定 基 準 額		
		70歳未満	70～74歳	75歳以上
上位所得者 (現役並み所得者)世帯		126万円	67万円	67万円
一般世帯		67万円	56万円	56万円
町 民 税 非課税世帯	低Ⅱ	34万円	31万円	31万円
	低Ⅰ		19万円	19万円

※ 1) 算定基準額を超えた額が 500 円未満の場合は支給されません。

※ 2) 算定基準額は変更される場合があります。

次の負担は、高額医療・高額介護合算制度の対象とはなりません。

○入院時や施設サービス利用時などの食事代・居住費（滞在費）、差額ベッド代、その他日常生活費など保険適用外の自己負担分

○介護保険での福祉用具購入費、住宅改修費の1割負担分

○介護保険で要介護状態区分別の支給限度額を超えてサービスを利用したときの利用者負担分

<申請方法>

介護保険受給者が対象年度末日（7月31日）現在で、どの医療保険に加入しているかにより申請場所が異なります。

①国民健康保険（国保）または後期高齢者医療（長寿医療）保険に加入している場合

支給の対象と思われる世帯については、別途封書にてお知らせします。お知らせが届きましたら民生部住民環境課または福祉課にて申請してください。

※次に該当される方には、支給の対象となる旨の通知ができない場合があります。

○平成22年8月から平成23年7月までの間に、市町村を越えて異動された方、または、他の医療保険から国民健康保険に異動された方

②国保または長寿医療保険以外の場合

民生部福祉課にて介護保険の「自己負担額証明書」の交付申請をし、受領後、医療保険者にて支給申請をしてください。

国民健康保険担当からのお願い

国民健康保険法では、加入または脱退などの異動届や保険料の納付義務が世帯主に義務付けられています。また、療養費や高額療養費支給申請についても、世帯主に支給することになっています。

そのため、**世帯主以外の方が異動届提出のために来庁される際は、委任状を持参してください。**また、**療養費や高額療養費支給申請のために来庁される際は、世帯主名義の金融機関の通帳を持参してください。**

【問い合わせ先】

○国民健康保険の手続きに関すること：民生部住民環境課（内線 252）

○長寿医療保険に関すること：民生部福祉課（内線 244）

○介護保険に関すること：安八郡広域連合（☎ 63・2050）